



訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には

「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。セールスマンなどから強引な勧誘を受け、契約をしてしまった場合などに利用できます。

■クーリング・オフ制度の手順

- 1 契約書面を受け取った日を含めて8日以内(例外もあります)に、書面で通知します。
- 2 **ハガキ**に書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。
- 3 ハガキは「特定記録郵便」か「簡易書留」で送ります。
- 4 支払ったお金は、全額返金されます。商品の引き取り料金は業者負担です。

「クーリング・オフができる場合・期間など、詳しくは消費生活センターへ」

特定商取引に関する法律では、事業者が訪問販売や電話勧誘をする際、「販売目的である」と最初に告げることが義務付けられています。また、商品の価格など重要な事項を故意に告げない行為も禁止されています。



お手上げだー!

クーリング・オフ期間を過ぎても、あきらめないで!

専門の相談員が問題解決の方法を探します。あきらめないで、まずは相談してください。

あきらめないうち
よかった!



ハガキの書き方の例

通 知 書

次の契約を解除します。

契約年月日 平成〇〇年〇月〇日
商品名 〇〇〇〇
契約金額 〇〇〇〇円
販売会社 株式会社×××× □□営業所 担当者 △△△△

支払った代金〇〇〇〇円を返し、
商品を引き取ってください。

平成〇〇年〇月〇日
〇〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
氏名 〇〇〇〇

関東甲信越ブロック
高齢者悪質商法被害防止
共同キャンペーン

みんなで見守り 悪質商法をSTOP!



悪質商法被害から高齢者を守るためには、
周りの方々や地域の皆さんの見守りや声かけが大切です。
高齢者の方も「おかしいな?」と思ったら
身近な人に相談しましょう。

困ったときは、お近くの消費生活センターにご相談ください。

長野県消費生活センター

〔受付時間 平日 8:30~17:00〕

北信 ☎026-223-6777
中信 ☎0263-40-3660
南信 ☎0265-24-8058
東信 ☎0268-27-8517

お近くの消費生活相談窓口につながります

消費者ホットライン

局番なし ☎188

相談できる曜日・時間帯は、
お住まいの相談窓口により
異なります。

長野県消費生活センター

北信 ☎026-223-6777 中信 ☎0263-40-3660
南信 ☎0265-24-8058 東信 ☎0268-27-8517

お近くの消費生活相談窓口につ
つながります

消費者ホットライン

局番なし ☎188

悪質商法の手口を知って、だまされない!

劇場型勧誘 巧みな芝居と投資話にご注意!

▶ 立場の違う複数の人が、入れ代わり立ち代わり勧誘する手口です。

安易な儲け話には、手を出しちゃだめ!

儲け話の甘い罠… [仮想通貨の購入]の手口

1 必ず儲かる!! 仮想通貨

A社から仮想通貨の購入に関するパンフレットが届く。

2 B社 C社

ぜひ、うちに ぜひ、うちに

B社とC社から、『仮想通貨の購入権利を高値で譲ってほしい。』と電話勧誘がある。

3 A社

仮想通貨 買います!

高値を提示したB社に売るため、A社に購入を申し込む。

4

…この電話は現在使われておりません

購入後、B社に売却しようとしたら連絡が取れず、A社・C社とも連絡がつかなくなる。

その他にも… [ガス自由化] [マイナンバー関連] [未公開株] など

対策

金銭の要求や「必ず儲かる」という勧誘は、きっぱりと断りましょう。

少しでもおかしいと思ったら、消費生活センターや身近な人に相談しましょう。

見守りポイント

- 見慣れないパンフレットや請求書が届いている。
- お金に困っている様子が見られる。

● 過去に被害に遭った人は、さらに何度も被害に遭う【二次被害】を受けることが多く、特に注意して見守る必要があります。

「あれ?」と思ったら、すぐ相談!

次々・点検商法 「無料」「特別」の誘い文句にご注意!

▶ やさしく親切な販売員を装い、不安をあおるなどして契約を持ち掛けます。

不安な気持ちにつけこむ… [耐震性の無料点検]の手口

1

無料なら話を聞いてもいいかな…

A社が「今なら無料で点検します。」と訪問。

2

このままでは地震で家が壊れますよ!

そ、そりや大変だ!!

無料ならと点検を頼んだところ「問題がある。」と断言され、工事を依頼。

3

高い!!

でも、こんなものかなあ…

耐震工事後、高額な請求書が届く。

4

今、飲んでいる水は危険です!!

えっ、そうなの!?

後日、今度は浄水器の購入を勧めるB社が訪問。

その他にも… [リフォーム工事] [布団] など

対策

その場で判断しないようにしましょう。一人で悩まずに、消費生活センターや身近な人に相談しましょう。

見守りポイント

- 訪問販売員や工事業者がたびたび出入りしている。
- 急に工事を始めた。

● 気付いた時は、「本当に必要なもの?」などの声かけをして、見慣れない販売員などには「どちら様ですか?」などの確認が大切です。

甘い誘いや不安をあおる言葉には、気をつけて!

通信販売トラブル

◎ 通信販売は、クーリング・オフができません。注意しましょう。

「お試し」「初回無料」のはずが、気付くと定期購入になっている。

毎月の定期便で頼んだかしら!?

対策

通信販売(インターネットやテレビなど)で購入する際は、購入や返品条件を必ず確認しましょう。

- 見慣れない商品が増えたり、定期的に同じ商品が届く。

見守りポイント

- 見慣れない通信機器が増えている。

インターネット接続回線トラブル

契約変更で安くなるはずが、むしろ高額になった。

前より高くなってる!?

基本料金がお安くなります!

対策

契約内容(支払方法や解約条件)やサービス(初心者サポート)をしっかりと確認しましょう。

振り込め詐欺

家族やその上司などを装う。様々な理由でお金を要求する。

- お金が必要と言われたら /
- まず疑って、元の電話番号にかけて事実の確認。
- すぐにお金を渡さない。
- 必ず誰かに相談する。

電車の網棚に鞆を忘れて取引先に支払いができない。このままだと会社をクビにされる。200万円貸して!

振り込め詐欺の相談は

最寄りの警察署へ

- 電話口での合言葉を作る。
- ATM利用限度額を引き下げる。

架空請求・不当請求

- 知らない請求や不当に高額な請求は /
- 絶対に支払わない。
- 絶対に連絡しない。
- 不安になったらすぐ相談する。

※ 裁判所から「特別送達」が届いた場合は、裁判所に確認し、お近くの消費生活センターに相談しましょう。

身に覚えのない請求は、相手に連絡する前に

最寄りの消費生活センター
又は消費生活相談窓口へ

電子メールやハガキなどで請求する。

裁判所や業者等から委託されたと強調。

あなたが利用したサイトの料金が未納です。

見守りポイント

- 日頃から、積極的に声をかける。